

令和 5 年 4 月

保護者の皆様へ

堺市教育委員会

堺市の特別支援教育について（お知らせ）

平素より、堺市の教育活動の推進にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、文部科学省より、「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について（通知）」（令和 4 年 4 月 27 日付け 4 文科初第 375 号）が出されました。

これを受けまして、本市の特別支援教育のより一層の充実に向けて、次のとおり取り組んでまいりますので、ご理解・ご協力のほど、よろしくお願いたします。

1. 文部科学省からの通知の内容

- 特別支援教育は、共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念を構築することを旨として行われることが重要である。
- インクルーシブ教育システムの理念の構築に向けては、障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限り同じ場でともに学ぶことを追求するとともに、障害のある子どもの自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。
- 特別支援学級に在籍している児童生徒が、交流及び共同学習として大半の時間を（週時数の半分以上を）通常の学級で学んでいる場合には、学びの場の変更を検討する必要がある。

2. 堺市の特別支援教育における今後の方針について

堺市では、インクルーシブ教育システムの考え方をふまえ、障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限り同じ場でともに学ぶことを追求するとともに、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要であると考えています。

そのため、各学校において、児童生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階に応じた学びの場の見直し及び適切な特別の教育課程の編成を行う必要があります。

各小中学校において、児童生徒にとって、どのような指導・支援が必要であり、そのために最も適した学びの場について、再度検討、見直しを行います。

さらに、学校は本人や保護者の皆様と懇談や教育相談等を行い、本人や保護者の意見を尊重しながら、今年度から 3 年間かけて、順次、より適切な学びの場を決定し、個に応じた指導・支援を行ってまいります。

3. その他

保護者の皆様向けの説明資料を作成いたしましたので、下記の QR コードまたはリンク先よりご覧ください。

音声入りスライド資料の動画は、現在動画アカウント取得中です。完了次第、掲載します。



[http://www.city.sakai.lg.jp/kosodate/
kyoiku/gakko/tokubetusienkyouiku.html](http://www.city.sakai.lg.jp/kosodate/kyoiku/gakko/tokubetusienkyouiku.html)

【問合せ先】

堺市教育委員会事務局
学校教育部 支援教育課
TEL：072-340-2323
（平日 9:00～17:00）